

公益財団法人
全国里親会

里親だより

2025
春号

第144号

掲載内容

巻頭ニュース こども、養育者、支援者をつなぐ家庭養育支援機構 *p.1
 “乳幼児短期緊急里親”の取り組み *p.2～
 25年度 こども家庭庁社会的養護予算 里親と市町村連携強化
 総額4,033億円/支援センターの人員加配 *p.4～
 全国で里親支援センターの開設相次ぐ 活動の担い手となってアイデアを
 二葉乳児院施設長・長田淳子さんに聞く *p.6～

私の養育体験④ 惟康みきこさん(高知県) *p.8～
 地域の里親会カレンダー拝見!!⑦ 富山県里親会 *p.10
 里親の権利章典 *p.12～
 編集スタッフからのおすすめの本・映画 *p.14
 ホットトピックス *p.15
 子どもの福祉周辺 話題の言葉 *p.16

巻頭 ニュース

こども、養育者、支援者をつなぐ家庭養育支援機構

家庭養育がこれまで以上に重要視され、里親支援センターが各地で開設されるなど、ここ数年里親養育の周辺は大きく変化しています。一方で「里親支援」と言いながら里親がまったく支援を実感できない現状もないわけではありません。そんな中で2024年に設立されたのがNPO法人家庭養育支援機構です。

この団体は、子どもの最善の利益に沿った里親支援を行えるよう、支援機関をサポートし、伴走する「中間支援団体」です。自治体やフォスティング機関などに対し、最新の研究に基づいた研修の機会を提供したり、助言、コンサルティング、第三者評価などを行い、里親支援体制のレベルアップをはかります。支援する

側の対応がよくなれば里親子にとってもプラスになるので、里親にとっては間接的な支援団体といったところでしょうか。

「※子どもの幸福度調査(ユニセフ国連児童基金)で、日本の子どもは精神的幸福度が38カ国中37位という衝撃的な結果が出てい

ます。子どもたちの幸福度を上げるには、もっとも困難な状況にある子どもたち(社会的養護など)の現状をよくする必要があります。彼らの環境を少しでも改善し、日本の子どもたち全体の幸福感が高まることを期待しています」(代表・上鹿渡和宏氏)。

※子どもの幸福度調査

ユニセフ国連児童基金による調査で、先進及び新興国38カ国の子どもの幸福度を、さまざまな角度からはかったもの。最新の調査は2020年。それによると日本の子どもの幸福度は「総合順位で20位」だが、分野ごとに見ると「身体的健康1位」に対し「精神的幸福度37位」という結果だった。

NPO法人家庭養育支援機構

【事務局】 info@family-childcare.org

▶ <https://familychildcare-office.jimdofree.com/>

賛助会員(個人)

【対象】 家庭養育に関係、関心のある方。※里親も参加できます

【会費】 3,000円

【会員特典】

①オンライン講座(月1回)

毎月、この領域における最先端の講師による、さまざまなトピックを取り上げて開催。事前申込不要。当日ご都合のつく時に参加可能。

②賛助会員向け特別企画

会員限定、もしくは割引料金での特別企画。

③提供プログラムへの優先参加

一般に先駆けて研修等のお知らせ。



▲ 代表・上鹿渡和宏氏
(早稲田大学社会的養育研究所)

“乳幼児短期緊急里親”の取り組み

今年度から東京・世田谷区が乳幼児短期緊急里親制度を始めると話題になっています。また、大分県、山梨県、札幌市でも同様の取り組みがすでに数年前から始まっています。

一方で、一時保護の外部委託について登録制度をとるという児童福祉法改正案が4月18日に国会で成立しました。この制度が急速に全国的に広がる可能性があります。乳幼児短期緊急里親の取り組みについてみていきます。(木ノ内博道)

●里親登録はしているが未委託が7割以上

近年、里親の登録数は大幅に増えています。2022年度末（令和4年度末）の全国の登録数は16,817世帯。社会のなかで里親への関心が高まっているといえます。

ところが子どもが委託されている里親数は4,940世帯と、登録里親の29.4%にしか子どもが委託されていません。7割以上の里親が登録はしていても子どもを待っている状態です。

登録里親のなかには、登録はしたが親の介護が始まりすぐの養育は難しいとか、さまざまな事情が発生して委託はちょっと待ってほしいという方もいるでしょう。里親会の活動を担っていて、受託はできないが里親登録は続けているという方もいます。

委託を検討している児童相談所の職員にとっては、里親登録者は多いがなかなか子どもの委託に結び付かない、ということもあると思われます。

里親登録はしているが、事情があって現在は受託できない、という里親は“休眠里親”としてお休みいただくような仕組みであれば、養育の可能な里親がはっきりするのではないだろうか、と考えたりしています。

そうした折、東京・世田谷区が今年度（2025年度）から「乳幼児短期緊急里親」の事業を始め、というニュースが入ってきました。委託可能な里親を顕在化する方法としてとても有効でしょう。

●世田谷区の乳幼児短期緊急里親とは

登録里親のうち、あらかじめ希望者を募り、「要請があれば夜間などいつでも受託が可能ですよ」という仕組みです。実は里親登録していてもいつ委託されるのか分からないので働いているという里親が少なくありません。ですから、緊急時とはいえ困っ

ている子どもの役に立てるのであればやってみたいという里親も多いと思います。

行政の取り組みとしては初で、世田谷区はこの乳幼児短期緊急里親を確保するため2025年度に550万円を確保したといいます。里親が待機している期間、月額10万円が支払われます。これから4家庭を確保して、一時保護の必要な乳幼児が出た場合、対応してもらう予定とのことです。

他にも取り組んでいる自治体があり調べてみたところ、日本財団の助成を受けて、大分県、山梨県、札幌市で事業を実施しているということです。

●日本財団の家庭養育推進自治体モデル事業

日本財団公益事業部、子ども事業本部長の高橋恵里子さんに、取り組みについてお聞きしました。

「3歳未満の里親等委託率75%の達成やパーマネンシー（永続的な家庭養育）の実現を目指す家庭養育推進のモデル事業として、2021年から大分県、山梨県、福岡市と協定しています。乳幼児緊急短期里親については、2021年から大分県、2022年から山梨県で取り組みが始まりました。また、協定はしていませんが、札幌市の麦の子会さんも2024年から事業を実施しています」

「里親に待機料（月約10万円）を払う代わりに原則として依頼があった際には乳幼児を受け入れてもらいます。当初は措置でもよいと考えていましたが、ほとんどが一時保護でした。里親は常に緊張に迫られるため、毎年の募集として継続して応募することも可能にした」と言います。

●大分県の乳幼児短期緊急里親の取り組み

2024（令和6）年3月に開催された第6回FLECフォーラムで大分県中央児童相談所の河野洋子さんが「児童相談所としてどう取り組んだか」とし

て乳幼児短期緊急里親の事例を発表していました。
資料から取り組みをみていきます。

・概要

児童相談所が乳幼児を緊急で一時保護した場合、すぐに受け入れ可能な里親を探すのは難しい。定員超過や感染症対策のため乳児院などの受け入れが困難なこともある。また県内には乳児院が一か所しかなく遠隔地からの移送は子どもへの負担が大きい。

こうしたことから日本財団の家庭養育推進自治体モデル事業としてNPO法人chields（チーズ）が「乳幼児短期緊急里親事業」として立ち上げた。契約した里親に毎月定額の報酬を支払い、原則24時間365日、児童相談所からの依頼があれば乳幼児の一時保護委託に応じる。

役割としてはchieldsが里親との契約事務を行い、待機可能日を把握。緊急時の必要物品を支給する。研修などの企画運営。待機中の里親への情緒面のサポート、意見交換会の開催など。児相対応としては委託打診連絡、移送、委託中の養育支援、措置費の支払い。

里親の選び方としては、“養育里親”から地域バランス、養育経験、募集時の要件を法人、県、児相で協議して決める。

流れとしては、法人が児相に案内状発出を依頼⇒エリアの登録里親に案内状発出⇒説明会⇒里親の申し込み⇒選考委員会開催⇒選考決定通知⇒契約締結会⇒事業開始。現在6家庭が締結している。

・実績

2021（令和3）年7月からスタートしているが、2023（令和5）年4月～翌年2月の緊急里親は6家庭、委託打診件数は61件、委託実施件数は46件、委託延べ日数は600日、平均委託日数は13.0日。

・成果

緊急時のスピーディな対応ができ、子ども、職員とも負担が大幅に減った。子どもの安心感にもつながった。ケースの進行管理が確実で、一時保護後の3歳未満児の里親委託が加速した。乳児院との役割分担が進んだ。

・大分県での制度運用が成功したポイント

事業実施前から「赤ちゃん短期里親」と銘打った養育里親を募集するなど乳児の里親委託に積極的に取り組んできた。事業実施にあたってNPO

法人と県・児童相談所が丁寧に協議を重ね連携できたこと。

・課題

里親の支援（待機中の里親フォロー）、よりよい制度にするための見直しの継続、モデル事業終了後の事業継続（予算確保）。

——以上が発表資料の内容です。里親活用の成功事例をみていていつも思うことですが、NPO法人などが里親と行政の間に入って円滑に進める役割を担う存在があるということです。また自治体としては乳児院が少ないから、満床だから、などといいますが、乳幼児にとってはとくに家庭養育が大事で、国連の代替養育の原則では3歳未満の子どもの養育は家庭でとしています。国の方針も里親委託の拡大を進めています。

里親制度の国際調査を行った高橋恵里子さんは「海外においても、ドイツ、イタリア、スウェーデン、カナダには3歳未満の子どもの集団養育する乳児院のような施設はなかった」と話します。

●児童福祉法改正の動き

こども家庭庁が児童福祉法改正を国会に上程し、成立しました。そのなかに、一時保護を委託先で行う場合の登録制が盛り込まれています。

これまで一時保護は「一時保護ガイドライン」によって運用が定められてきましたが、それは一時保護所についてのガイドラインであって、委託先については特に定めはありませんでした。今回の改正案では、委託先を都道府県知事があらかじめ登録した者（児童養護施設や里親）に限るとし、欠格要件を定める、としています。また、一時保護委託者に対する報告徴収や基準への適合命令、登録の取消しなどの監督規定を整備する、としています。

気になるのは、里親を活用する一時保護についてあまり厳しい条件を付けては手をあげる里親が少なくなるのではないかと、ということです。それだけでなく緊急里親には大きな負担がかかります。

今回の改正案は一時保護を外部にお願いする場合の仕組みを整備する内容となっていますが、里親がこれを担う場合、これまで紹介してきた乳幼児短期緊急里親の制度はひとつの参考事例となるでしょう。また、里親の登録数は増えているのに子どもの委託数は増えていない、という問題にも一石を投ずるものとなるでしょう。

里親と市町村 連携強化

総額4,033億円／支援センターの人員加配

こども家庭庁の社会的養護関係の2025年度予算は、全国各地で設置を目指す里親支援センターの機能強化や、DV被害や貧困などの課題がある特定妊婦への支援拡充に重点を置く編成となりました。新規・拡充事業では、里親支援センターに「市町村連携コーディネーター補助員」を配置し、市町村と里親の橋渡し役を務めるなどします。社会的養護関係の予算総額は前年度比5.3%増の4,033億円で、事業を所管する同庁家庭福祉課は「家庭養育優先の原則のもと、里親等への委託推進が1丁目1番地の最重要事項。里親支援センターを気軽に利用してほしい」としています。(古根川淳也)

主な新規・拡充事業は次の通りです。

「里親力」を地域で活用

市町村連携コーディネーター補助員は、里親支援センターや民間のフォスティング機関に加配し、既存の市町村連携コーディネーターをサポートします。児童相談所を設置していない自治体は里親と直接関わる機会が少なく、関係が構築できていない場合があります。しかし、里親宅などで短期間子どもを預かるショートステイ事業などは市町村が実施主体で、自治体と里親が連携して地域の子育て支援に取り組むことが必要です。コーディネーターは自治体と里親の橋渡しを担い、里親側から自治体に働きかける場合の窓口にもなります。同庁家庭福祉課は「ショートステイを積極的に受けたい方などは、コーディネーターをうまく活用して自治体に意思を伝えてほしい」としています。

障がい児の養育支援

障がいのある里子を養育する里親家庭を支援するため、里親支援センターなどの職員が家庭訪問して支援ニーズを把握するほか、障がい児施設との連絡調整・連携を担い、支援体制を構築します。里親家庭だけでなく、養子縁組した家庭や養親希望者も同様に支援の対象とします。

保育所の実費負担も措置

里子が保育所に通う場合に、クレヨンの購入などの実費負担が措置費の対象になります。これま

で幼稚園に通う場合の実費負担は「幼稚園費」として措置費の対象でしたが、保育所などにも拡大されました。

民間の縁組手数料を助成

民間の養子縁組あっせん機関（全国22団体）を養親希望者が利用する場合の手数料負担への助成を、これまでの40万円から60万円に拡充します。児童相談所が関与する養子縁組との費用バランスを考慮して負担軽減を図ります。

企業向け広報を強化

里親の6割が共働き世帯であることを踏まえ、勤務先にも里親制度について理解を深めてもらうため、企業向け広報を強化します。ほかにも、里親登録者や特別養子縁組の希望者を増やすため、特設サイトの開設や広報啓発に取り組めます。

社会的養護経験者等の実態調査

虐待経験などがありながら社会的養護の支援を受けられなかった当事者がどの程度いるのか、自治体の実態調査を実施するための費用を補助します。児童相談所がなぜキャッチできなかったのか、当事者はなぜ相談しなかったのかなどの事情を把握し、適切な支援につなげます。また、里親家庭や児童養護施設を巣立った措置解除者の具体的な困りごとなども調査し、自立支援に必要な関係機関の連携強化を図ります。

特定妊婦の支援強化

生活に困難のある特定妊婦などに一時的な住居や食事を提供し、養育相談や支援計画の策定などを行う「妊産婦等生活援助事業所」（全国28カ所＝25年

1月現在）で、24時間の受け入れ体制を整えるため、夜間業務を担う補助職員を雇用します。また、特定妊婦などへの社会の理解を深めるため、市町村や医療機関などの関係者が連携して課題を把握・共有する全国フォーラムを開催し、ネットワークの形成を図ります。

2025年度こども家庭庁 社会的養護関係予算

総額4,033億円（5.3%増）

主な内訳	児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金	207億円（16.9%増）
	児童入所施設措置費等国庫負担金	1,591億円（7.1%増）
	次世代育成支援対策施設整備交付金	67億円（増減なし）

※増減は前年度比。億円単位での比較

児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金を活用した主な事業

●里親養育包括支援（フォスタリング）事業

- 里親制度の普及啓発のため里親経験者の講演会や説明会を開催し、新たな里親をリクルート
- 里親登録や更新時の研修、委託前のトレーニングなどを実施し、養育の質の確保と里親育成を図る
- こどもの自立に向けた継続的・包括的な体制を構築し、委託解除の前後に自立支援を拡充する

●養子縁組包括支援事業

- 養子縁組制度を普及するため、養親経験者の講演会や説明会などを開催
- 養子縁組での障害児支援体制を構築するため、訪問相談などの支援を実施

●養子縁組民間あっせん機関助成事業

- 養子縁組民間あっせん機関が第三者評価を受審するための費用や職員研修の費用を補助
- 障害児や高齢児などを対象とした養子縁組の支援体制を構築
- 心理療法担当職員を配置し実親や養親の心理的な負担を軽減する相談支援体制を構築
- 子どもの出自を知る権利を保障するため、養親向けの告知研修や弁護士との嘱託契約を補助

●児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

- 児童養護施設等で小規模なグループによるケアを実施するため、施設整備や備品購入の経費を補助

- ファミリーホーム等を新設する場合に必要な改修や賃借料、備品の購入費を補助
- 児童相談所でのこどもの心理的負担の軽減と、一時保護所での生活環境の向上を図るため、改修や備品購入費などを補助

●児童養護施設等体制強化事業

- 児童養護施設等で児童支援員や母子支援員などの補助者を雇用し、業務負担軽減と人材確保を図る
- 児童養護施設等で児童相談所OBなどを雇用し、職員の悩みやストレス軽減、養育に関する助言などを行う
- 虐待経験などがありながら支援を受けられなかった人や里親委託などを解除された人を支援する社会的養護自立支援拠点事業所（全国58カ所＝25年1月時点）で、宿直などを実施して夜間の見守りや緊急対応への体制強化を図る

●身元保証人確保対策事業

- 児童養護施設や里親家庭などを措置解除されたこどもが進学や就職、アパートの賃借などをする際、施設長らが身元保証人になった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が締結し、保険料を補助する

●乳児院等多機能化推進事業

- 乳児院等で育児指導や医療的ケアが必要な児童、障害のある児童の円滑な受け入れを図るため、担当の職員を配置する

全国で里親支援センターの開設相次ぐ 活動の担い手となってアイデアを

二葉乳児院施設長・長田淳子さんに聞く



2022年の児童福祉法改正で、全国で里親支援センターの設置が進められています。過渡期にある現在、複数の団体・機関が連携して里親家庭を支援するネットワークに、地域の里親会や里親はどのように関わっていけばいいのでしょうか。二葉乳児院（東京都新宿区）フォスタリングチーム統括責任者・施設長の長田淳子さんに聞きました。（若林朋子）

里親支援センターとは 民間との協働により里親家庭への支援強化を図るための児童福祉施設。主な役割は①里親制度等普及促進・リクルート業務、②里親等研修、トレーニング業務、③里親等委託推進業務、④里親等養育支援業務、⑤里親等委託児童自立支援業務となっている。里親家庭及び小規模住居型児童養育事業に従事する者と養育される児童ならびに里親になろうとする者について、相談・援助を行う。業務を担う機関は、民間のフォスタリング機関や乳児院・児童福祉施設等。地方公共団体や児童福祉施設、学校、児相等と連携する。職員体制は、例えば60世帯以下の里親が登録するセンターならば、センター長・支援員・トレーナー・リクルーターの4人を専任で配置。20世帯増えるごとに支援員を1人加配できる。2024年10月1日までに16自治体、22カ所で設置。

※こども家庭庁による参考資料



▶ 子どもへのアプローチに力点

——センターを設置する意義をどのように考えますか。

都内のフォスタリング機関は自立支援等も含め、すでに包括的な役目を担っていますので、センター化によって業務内容が大きく変化しないと思いますが、福祉事業となることで運営が安定する利点はあります。

一般的にフォスタリング機関は、どちらかというところ里親を支援するというスタンスです。センターになると子どもの自立支援や里親家庭で暮らす実子など、子どもへのアプローチに力点を置くことも可能になりますので、子どもの意見表明権を尊重し、「こどもまんなか社会」という現在の施策に沿った支援が充実していくと考えられます。また、措置解除後のサポートや家庭復帰、家族再統合に関するサポートも丁寧にできると思います。

——センターの開設に関し課題はありますか。

自治体によっては、どこに何カ所、どの程度の規模でセンターを置くかにより関係者の理解を進め、人材を確保することが課題でしょう。都内では、既に設置してあるフォスタリング機関をそのままセンターにするのか、新たに設けて住み分けをするのが課題になってくると思います。

里親さんにとっては、既に構築されているネットワークに新たな組織が加わると、「どこに何を相談していいのかがわかりにくい」と思うかもしれません。それぞれに得意な分野や強みがあるので、機関・団体の特性を理解してつながっていく必要があるでしょう。里親家庭を支える側の私たちは、支援にばらつきが出ないように横のつながりを大切にしていきたいと思います。

——都内の里親支援センター（以下、センターと表記）の設置状況はいかがですか。

都内では児相の開設ラッシュが続いており、全児相にフォスタリング機関の設置を進めています。特別区児相ではセンターの設置を検討する話が出ているようですが、まずは児相、そしてフォスタリング機関の開設に迫られているのが現状です。ただし、世田谷区だけはフォスタリング機関が手を上げ、4月1日からセンターとなりました。

——長田さんから都内の現状を聞き、全国の里親さんからの話も踏まえて、現在は地域の実態に合わせて段階を踏んでセンターの開設が進められていると分かりました。整備状況にかかわらず、多くの機関や多職種が連携して複数の家族を支えるに当たり、支援する側に求められることは何でしょうか。

チーム内の連携、関係機関との連携、両方とも大事だと思います。関係機関と連携をするためには、チーム内の連携が不可欠です。そのためには、情報を共有しケースの見方を整理した上で、1人で判断せず、さまざまな視点から検討することが必要です。職種が異なるメンバーがチームを組んでいても、それほどたくさんの職員がいる組織ではないので、対象となる家庭に合わせて、丁寧に家族の視点で取り組めたらいいと思います。学校、保育園、発達センターなどとの関わりは、これまで児相に任せていましたが、地域にどのような社会資源があるかについてはセンター（及びセンターに相当する役割を担う機関）が調べておき、情報を提供することが大切です。

——二葉乳児院のフォスティングチームでは、どのような工夫をしていますか。

1つの家庭に対し、担当はメインとサブの2人がいます。役割分担表にはメイン・サブ両方の職員を明記し、その分担表はオンライン上で共有できるものと、アナログの連絡ノートを両方併用して担当以外の職員も閲覧・情報共有できるようにしています。担当以外の職員が家庭や外部の機関から連絡を受けた場合でも担当に問い合わせ、情報が集まるようにすることで変化するケースに対応しています。働き方への配慮という点からも仕事の属人化を避け、分かりやすい情報共有の仕組みを整えています。

▶ 里親同士のつながりは、なくてはならない

——里親家庭を支援するネットワークにおいて地域の里親会や、里親に求められる役割を、どのように考えますか。

里親会のあり方は地域によってさまざまです。そういった中で「里親会としてどうしたいか」を聞き、その実現に向けてお手伝いしたいと思っています。民間から里親を支援する私たちの側から見て、里親会や里親同士のつながりは、なくてはならない存在だと思っています。

私たちが担当するエリアでは月に1度、地元の里親会の代表や役員と話す機会があり、そこで要望を聞いて取り組みにつなげています。里親さんだけの催しも

あれば、児相やフォスティング機関と共催の行事もあるので、それぞれが住み分けしながら、年間を通してどのようにどのような活動をするかを考えています。

センターの整備状況にかかわらず、里親支援に関する事業内容は、どんどん変わっていく段階にあります。サービスは次々と増えているので私たちは里親さんに伴走しながら、時間を重ねていく時期です。どのように関わることで里親さんと、その家にいる子どもたちの安心・安全を守ることができるのでしょうか。（先に組織が立ち上がるなど）完璧でないスタートを切り、まず走り始めたところもあると思います。

私たちには勉強しなくてはいけないことがたくさんあり、ベテラン里親さんから多くのことを学んできました。これまで通り、里親さんとのやりとりを重ね、信頼を積み重ねていきたいと思っています。里親さんには、出発したばかりのセンターや、これから立ち上げるセンターと関わって活動の担い手となり、「こうしてほしい」とアイデアを授けてくださったらありがたく思います。

▶ 養子縁組家庭からの相談も、まず話を聞く

——特別養子縁組家庭の支援についてはどうですか。

里親支援センターが支援する対象は、里親を希望する方と里親になった方ですので、縁組が成立した後の家庭は主な対象に入っていません。ただし、民間のあっせん団体から子どもを受託した家庭や、児相経由の縁組家庭からこども家庭庁へ、支援のニーズがある現状は伝えられているので、フォスティング機関のオプションとして支援事業には入っています。

民間のあっせん団体から子どもを受託し、里親登録をされていない養親さんをどのように支援していくかは、自治体ごとに異なるのが現状だと思います。地域によっては養子縁組里親家庭及び成立後家庭を対象とするフォスティング機関があるところもあります。ライフストーリーワークなどは、里親制度・養子縁組に関係なく共通の課題を抱えているので、里親家庭の支援で担ってきた経験を生かせる部分もあると思っています。私たちの場合、里親登録の有無にかかわらず相談があれば、まずは話を聞くようにしています。

プロフィール ちょうだ・じゅんこ 1976年生まれ。龍谷大学大学院文学研究科博士後期課程単位取得満期退学。滋賀県中央子ども家庭相談センター（児相）虐待対応相談員を経て、2005年より社会福祉法人二葉保育園二葉乳児院入職。里親担当ワーカー・心理療法担当の後、2008年度より東京都里親支援機関事業を担当し、東京都児童相談センターにて業務を行う。2020年より二葉乳児院フォスティングチーム統括責任者・施設長。社会福祉士・臨床心理士・精神保健福祉士・公認心理師。養育里親。

私の 養育体験

惟康みきこさんに聞く (高知県)



▲ 惟康みきこさん (右) と姉のもとこさん

高齢の両親を支え 姉妹で里親登録 カフェでサロンやワークショップ

高知県香南市に住む惟康 (これやす) みきこさんは、父・紘 (こう) さん、母・さちほさん、姉・もとこさんとともに養育里親となり、家族で協力して子育てしています。惟康さん一家は大阪府から (アイ) ターンで高知県へ移住しました。みきこさんが営むカフェ「FARO (ファロ)」は地域の里親サロンの会場になるなど、地域の里親ネットワークに根を下ろし、養育に必要な支援や情報が交錯する場となっています。 (若林朋子)

深く考えず、軽い気持ちで里親に

私と両親、姉は2017年12月に家族そろって里親登録をしました。両親が何もせずのんびりしていたある日、新聞記事で里親のことを知りました。両親は6人の子どもを育ててきたので、「子ども1人預かるくらい何てことないだろう」と思い、地元の児童相談所に「里親になりたい」と打診すると、「(当時72歳と70歳の両親では) 病気などで養育できなくなった場合に里子は委託解除になる」と言われました。そこで、私たち姉妹 (現在49歳、45歳) も里親になることを引き受けました。つまり姉と私は、それほど深く考えずに里親になりました。

私は大阪生まれで、両親も関西人です。ずっと大阪府豊中市に住んでいましたが、末の弟が大学に進学した2003年に両親は高知県へ移住しました。長年、「都会でなく、静かなところで暮らしたい」という希望があったそうです。その後、私は2004年に、姉も2010年に高知県へ移住しました。里親になるまで私は学校や保育の現場で調理員として働

き、姉は社会福祉協議会の職員だったので、子どもの保育・教育や福祉の現場を全く知らないわけではなかったのですが、仕事をしながら研修を受けるのは、なかなか大変でした。



▲ 男児と一緒に散歩する紘さん (左) とさちほさん

2017年夏に研修を受け、年末に登録が完了し、2018年1月に早速、委託の打診がありました。「受託までには時間がかかる」と聞き、のんきに構えていたので驚きましたが、あっという間に2月から1歳1カ月の男児を受託することになりました。2023年には1年間だけ、16歳の女の子を預かりました。

男児は今も我が家にいます。すくすく育ち、「ここは僕の家だ」と言います。受託直後は表情が乏しく、泣きわめくこともあり、眠る時もダンゴムシみたいに丸まって寝ていました。抱っこにも慣れていないため、私たちにもたれかかってくれず、筋肉痛、腰痛に悩まされました。1カ月、2カ月と月日が経つうちに大の字になって眠り、抱っこをせがむようになりました。

実母と男児は月に1度、交流しています。母親と会った前後は、不安定になって泣き止まなかったり、体調を崩したりしたことがありました。でも、新型コロナウイルスの感染拡大などで半年ほど会えな

かった時、月に1度の交流がなくなって落ち着き、後に交流を再開しても以前より不安定な状況になることは減りました。待ち合わせ場所に到着しても車から降りたがらないことがありましたが、私たちは男児に「あなたは我が家にいても大丈夫なんだよ。1時間後に必ず迎えに来るからそれまで遊んでおいで」と説明すると、安心した様子を見せました。その後は実母と落ち着いて交流できるようになっています。まだ先の話ですが、18歳の自立に向けて自分のことは自分でできるようにし、福祉サービスを利用しながら将来的にもつながりを持ち続けたいと思っています。



▲ 紘さんと男児

「行政窓口は理解が薄い」と感じる

男児が通う保育所、幼稚園、小学校の先生方は、これまで里親と接する機会がなかったため、私たちは里親制度について説明を重ねてきました。初対面では、「ボランティア活動に熱心な意識高い系の人」と思われたり、「どういう家族なんだろう?」と疑問を持たれたりしました。男児が2歳の時、初めて先生方や保護者の皆さんの前で説明すると「惟康さんちの子」として理解してもらえるようになったと思います。特に同級生の保護者は「地域の子ども」として積極的に声をかけてくださいます。とはいえ、行政窓口などでは「里親制度への理解が薄い」と感じる事が多々ありました。その場合には、「養育里親とは何か」というところから話をする必要があり、何度も役場に行き、部署をたらい回しにされたこともあります。

高知県内で里親登録されている家庭はご夫婦が多いけれど、里親会は我が家のような両親と姉妹という構成の家族も温かく受け入れてくださいます。私たち姉妹が男児を育てる過程で戸惑うことがあると、地域の先輩里親さんに相談しています。両親は主に子どもの日常の世話をしており、学校との折衝や行事への参加は私たち姉妹が担っています。我が家には猫が6匹、犬が1匹いて、子どもも大好きです。



▲ 動物と触れ合う男児

家族で毎日必ず1回、子どもが眠った後、委託中の児童について話をする時間を持っています。短い時間の場合もありますが顔を合わせ、ちょっとしたことで報告・相談します。例えば、何か子どもに対して注意をする場合、人によって違うことを言わぬよう、共通認識を持って行動せねばいけません。夜の家族のミーティングは、すり合わせの時間です。

カフェの2階は子どもの遊び場

2019年2月にカフェを始めました。中古の住宅を購入して店舗に改築しましたが、夏は天井が高くてエアコンが効にくいので、子どもが夏休みとなる7月下旬から8月いっぱい休業しています。

高知県里親会の会員や会長さんが足を運んでくださることもあります。高知県は横に長く、里親サロンは西部・中部・東部に分かれて開いています。我が家がある東部のサロンを年に1回、カフェを会場として開きました。これまで3回開催しており、30人以上が集まります。店舗2階は子どもが楽しめるスペースとなっており、子どもたちは1階で話をする親の姿を見ながら遊んでいます。ワークショップとして万華鏡や入浴剤を作る催しも行いました。ここ高知県では人間関係が広いようで、狭いと感じます。1人とつながったら皆、知り合いだったということがあります。先輩方は親切で、つながりを大切にしてくれます。



▲ カフェの2階は子ども用の遊具がある



▲ 富山県里親会 会長・伊佐名敏幸さん。右は妻の千恵子さん。黒部ダム、富山湾、立山連峰、合掌造り集落、ブリ、ホタルイカ(イラスト・京川誠)

主な活動

- 4 月 理事会 (7、9、11、2月も開催)
- 5 月 総会
- 8 月 里親里子交流促進事業
- 10月 里親制度啓発事業
- 2 月 新年会、研修会
- 3 月 入進学・就職児童激励会

富山県里親会は就任2年目の伊佐名敏幸会長が「組織のフラット化」を目標に掲げ、オンラインと対面の交流を併用し、会員同士が親密になれるようコミュニケーションを図っています。伊佐名会長と妻の千恵子さんに話を聞きました。(若林朋子)

当会には4つの部会があります。①「教養部会」は制度啓発事業などを担い、②「広報部会」は年に4回、広報誌「たけのこ通信」を発行、③「事業部会」は毎年夏の里親里子交流促進事業を担当、④「サポートチーム」は4地区で開くサロンを運営しています。

当会の会員約70世帯のうち約50世帯が公式LINEに登録しており、サロンの情報はLINEでも共有するので、会員の皆さんは住んでいる地区に関係なく参加できます。サロンを開催する頻度や場所は地区によってさまざまです。当会だけでなく、里親支援機関や児童養護施設、児童家庭支援センターなども里親サロンを開いています。里親を対象とした集まりはいくつあっても私たちの支えになるので、それぞれ行きやすいサロンに顔を出し、いろいろな人とつながって里親同士が切磋琢磨していきたいと思っています。

会員同士の交流は、コロナ禍を経てZoomなどが普及しました。一方でIT機器やコミュニケーションツールを使い慣れてない方を取り残さないように配慮してもあります。対面でなければ人と人の距離が縮まらないので、オンラインと対面の両方が必要です。

現在、私たちが抱える課題としては、①未委託の里親がどのようにモチベーションを保つか。②不登校の子どもにどう対応するか。③特別養子縁組の家庭は行政による支援が少ないので、どうサポートするか。④真実告知や実親との交流をどうするか——などが挙げられます。当会には民間の特別養子縁組あっせん団体から子どもを迎えた養親さんも登録しており、一緒に活動しています。里親制度と特別養子縁組を線引きせず、共通の課題に取り組んでいます。

当会は1954年に設立され、私は8代目の会長となります。新しいことを受け入れ、大事なことは継承していきたいと思っています。新会長として実現したいのは「組織のフラット化」です。経験や登録年数にかかわらず、会員相互がフラットに交流できる組織を目指しています。富山県社会的養育推進計画の見直しに向けて2024年に行われたヒアリングで、当会として「里親の登録書を発行してほしい」「専門里親の活用をもっと進めてほしい」の2点を要望しました。

富山県里親会のホームページ



富山県 里親の登録状況など

富山県里親会のご紹介にあわせて、富山県の里親登録状況や子どもの委託状況などについてみていきます。(木ノ内博道)

▶ 里親登録の状況は

——登録里親の6割が養子縁組を希望する里親

福祉行政報告例の2022年度（令和4年度）末の「里親数及び里親に委託されている児童数」によれば、富山県の里親登録数は102世帯。指定都市も含めた全国78エリアの平均が218世帯ですから、登録は少なめといえますが、お隣り石川県が95世帯ですから、全体として里親登録の少ない地域といえます。また、昨年度の登録数は95世帯でしたから7.4%の伸び。全国平均が7.8%の伸びですから全国平均を下回った動きです。

里親の種類別では、養育里親が85世帯（前年度79世帯）、専門里親8世帯（同5世帯）、親族里親1世帯（同0世帯）、養子縁組66世帯（同62世帯）で、登録里親に占める養育里親の割合は83.3%、登録里親に占める養子縁組里親は64.7%です。それぞれ全国平均では84.2%、41.6%ですから、養子縁組里親の比率が全国平均より2割以上も高くなっています。

特徴的なのは、養育里親と養子縁組里親のダブル登録が多いように感じられることです。本音は養子縁組を希望するが、そうした委託は少ないだろうから養育里親にも登録しておこうか、という消極的な養育里親登録です。

また、地域的な特徴として、委託を積極的に行うなら親族里親の活用もあり得るでしょうが、そうした動きもみられないようです。

▶ 子どもが委託されている里親数は

——委託率が低いのは養子縁組里親が多いからか

子どもが委託されている里親は16世帯（前年度16世帯）で、登録里親のうち委託されている里親は15.7%。少ないと思われる全国平均での委託率（29.4%）よりも富山県の里親委託率はさらに低いといえます。これには富山県の里親登録の特徴で

あった養子縁組里親の多いことが影響しているからでしょうか。

種類別にみると、養育里親への委託は13世帯（前年度15世帯）、専門里親への委託は0世帯（同1世帯）、親族里親への委託は0世帯（同0世帯）、養子縁組里親への委託は3世帯（同0世帯）となっています。

▶ 里親に委託されている子どもは

——養子縁組里親への委託が増えたか

見方を変えて、里親に委託されている子どもたちはどうでしょうか。

里親に委託されている子どもたちの総数は22人（前年度同月20人）。内訳は、養育里親に委託されている子どもは18人（同18人）、専門里親に委託されている子どもは1人（同2人）、親族里親に委託されている子どもは0人（同0人）、養子縁組里親に委託されている子どもは3人（同0人）となっています。

養子縁組里親への委託が増えています。養子縁組はパーマネンシー（長期、安定した養育）という観点から大事なことから思います。

▶ 里親等委託率は

——全70地区のうち下位から22番目

児童養護施設や乳児院、また里親やファミリーホームに委託されている子どもたちのうち里親とファミリーホームに委託されている子どもたちの割合を「里親等委託率」といいます。社会的養護のなかで家庭養育の進展度合いを判断する指標として使われます。

2021年度（令和3年度）末の、全国平均の里親等委託率は23.5%。うち最も多い自治体は福岡市で59.3%となっています。また最も少ない自治体は金沢市で8.6%。今回みていく富山県は19.8%で、全70地区のうち下位から数えて22番目となっています。

まずは全国平均の数値をクリアしていただきたいものです。

お知らせ

『里親だより』を読んだ感想をお聞かせください。これからの編集の参考にさせていただきます。また、ぜひ取り上げてほしい企画などがありましたらご提案ください。『『里親だより』を読んで』と明記のうえ、奥付（P16）の所在地あるいはメールアドレスへお願いします。



里親の権利章典

「里親には何の権利もない」。日本では里親が児相から一方的に委託解除されることもあり、無力感から「里親には権利がない」と感じてしまうことも少なくありません。でも里親には本当に何の権利もないのでしょうか。アメリカには「里親の権利章典」というものがあるそうです。さっそくアメリカ在住の方に教えていただき、ネットで検索してみました。全米で統一したものではありませんが、州ごと（すべての州ではない）に定められたものがありました。それぞれの州を見比べてみると多少の違いはあるものの、基本的な部分で共通する項目も多くありました。どんな内容が書かれているのか、主な内容を紹介してみたいと思います。

（船矢佳子）

※本記事は自動翻訳機能を使った訳文をもとに原稿を書いています。

Foster Care Bill of Rights（フォスターケアの権利章典）

➡ <https://www.ncsl.org/human-services/-foster-care-bill-of-rights>

ウェブサイトを下の方にスクロールすると「Foster Parents' Bill of Rights」（里親の権利章典）のページが出てきます。



尊厳をもって扱われる権利

多くの州の権利章典に、里親の権利として最初に掲げられているものがこれです。「**里親は子どもを養育する専門家チームの一員として、尊厳、尊敬、信頼、価値、配慮をもって扱われる権利**」（アラバマ州、ルイジアナ州）と書かれています。行政や裁判所、福祉機関、医療機関などいわゆる「専門家」たちがおおぜい関わる社会的養護において、里親もその「専門家」のひとりとして認められ、「**尊重される権利がある**」ということです。

州によって多少表現は異なり、「**里親の尊厳とプライバシーを尊重、配慮される**」「**里子にサービスを提供するチームの大切なメンバーとして含まれる**」（アリゾナ州）、「**福祉チームの一員として尊厳、尊重、配慮をもって扱われる**」（イリノイ州）などいろいろありますが、いずれも里親を専門家と対等に扱い、尊重する姿勢を冒頭に掲げています。

情報を受けとる権利

次に目立つのが子どもを養育するにあたり、里親の「**情報を受けとる権利**」です。こちらも州により書き方は異なりますが、里親には情報を受け取る権利があり、実際にどのような情報を受け取るかも記

されています。

たとえば子どもやその家族に関わる情報です。「**子どもの行動上の問題、健康、教育状況、文化的家族的背景、および措置前に把握されている子どもに関するその他の情報を得る権利**。受託後にわかった情報についてはできるだけ早く里親に提供すること」（アラバマ州）、「**委託中に里親家庭または家族生活に影響を与える子どもに関するすべての情報を（里親は）知られること**」（アリゾナ州、オクラホマ州）、「**養育に先立ち里親または子どもの健康や安全を危険にさらす可能性のある、または社会的養護の方法を変更する可能性のある、子どもに関するあらゆる問題について、受託前に知られる権利**」（アイオワ州、ジョージア州、ルイジアナ州）、「**子どもの過去の措置変更の回数と理由について、また過去の里親（本人の同意があれば）の連絡先の情報を受け取る権利**」（ジョージア州）。

養育するうえで欠かせないとして、子どもやその家族の状況・背景、過去の措置状況、受託後に変化があればそれも追加情報として、里親は受け取る権利があることが明文化されているのです。

さらに、「**子どもに関わる会議や裁判所の決定などを知られる権利**」（イリノイ州ほか）や、**子ども・実家庭・関係機関・里親自身を含めた「それぞれの**

立場の権利や役割についての説明を受ける権利」(アラバマ州ほか)なども書かれています。

参加し意見を言う権利

子どもの養育に関わるケース会議や支援計画などの策定にも、里親の権利が認められています。会議に参加し意見を言う権利で、その意見が他の参加者(専門家)の意見と対等に扱われることも書かれています。

「子どもに関する家族及び子どもサービス部門のケースプランニングおよび意志決定プロセスに参加する権利」「子どものためのサービス計画に関する意見を提供し、かつその意見を検討される権利」(ジョージア州、イリノイ州、ルイジアナ州、オクラホマ州)、「子どもに関するケースプランと意志決定プロセスに積極的に参加するため、里子に関する定期的な会議、人員配置について通知される」「里子の永続性計画(パーマネンシー)に意見を述べること」(オレゴン州、ペンシルベニア州)などです。

「養育中の子どもとその家族のニーズに必要なリソースとサービスを決める際に、担当部署に意見を提供し、報復の恐れなしにそれを提案する権利」(アラバマ州)というものもあります。「報復(reprial)の恐れなく」というのは、意見を提案したことで、後から不利な扱いを受ける恐れがないという意味でしょう。

措置に対する権利

措置についての権利もありました。「子どもの受け入れを拒否する権利」「通知のうえ家庭から子どもを退去させることを要求する権利」(アラバマ州、アーカンソー州ほか)などです。「子どもの受け入れを拒否し、通知をしたうえで報復の恐れなく子どもの退去を要求すること」(ケンタッキー州)と書かれている場合もあります。さきほども出てきましたが、「報復の恐れなく」という文言は、里親の権利章典のいたるところで見受けられました。

「養子縁組、または(子どもの)恒久的な生活(パーマネンシー)のためのリソースとして最初に考慮される権利」(アラバマ州、ジョージア州ほか)。里親養育中に縁組の方針が決まると、その里親家庭がそのまま養親の第一候補として優先されるというものです。

「以前里親家庭に預けられた子どもが再入所する場合、子どもの最善の利益となる場合、優先的に措

置されること」(ケンタッキー州、ルイジアナ州)、「以前里親家庭に預けられた里子が里親養育に再入所する場合、優先的な選択肢としてみなされる権利。ただし里親家庭のほかの子どもたちの最善の利益と一致し、12歳以上の子どもの場合子ども本人が望んでいることが条件」(ロードアイランド州)という書き方もありました。

以前措置された子どもが再び社会的養護になる場合、かつての里親家庭が第一候補として優先されるということです。

「里親の要求に応じてレスパイト期間を得る権利」(アラバマ州)、「里親の役割から解放されるための合理的な計画が認められること」(アリゾナ州)、「社会的養護の提供から休息期間を受けること」(ケンタッキー州)など、レスパイトも権利として書かれています。

研修や支援を受ける権利

最後に里親が受ける研修や支援についての項目をご紹介します。「養育中の子どものニーズを満たすため質の高いサービスを提供するのに必要な研修、および支援を受ける権利」(ルイジアナ州、ペンシルベニア州ほか)です。子どもを養育するために必要な研修や支援サービスを受ける権利は、当然のように多くの州で認められていましたが、特筆すべきは「子どもが里親の元を去るとき、家族の喪失と別離に対処するための支援を受けること」(アリゾナ州、オレゴン州、ペンシルベニア州)でしょうか。里親が受ける支援サービスの中に、里親家庭なら避けて通れない「里子との別れ」に対するサポートを受けることが、きちんと権利として認められているのです。

権利として認めるとは

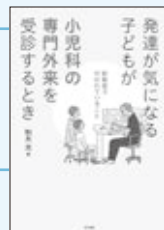
アメリカの権利章典をひとつおり見てみると、研修やレスパイトなど日本でもすでに認められているものもありました。養育中の里親家庭がそのまま縁組したり、再入所の際に元の里親家庭を優先するなども日本でもよくある措置です。でも里親の権利として明文化されているわけではありません。同じ「研修を受ける」でも「権利」だと選択肢は自分にあり、「受けられないときは相手に要求できる」という感じになるのでしょうか。権利には権利を侵害されている側がみずから動き、要求して勝ち取る印象があります。

● 編集スタッフからのおすすめの本・映画 ●

本

発達が気になる子どもが小児科の専門外来を受診するとき

柏木充著 出版社：金子書房 発行日：2024年4月 定価：2,200円＋税



自閉スペクトラム症やADHD（注意欠如多動症）などの発達障害と診断される子どもが増え続けています。里親家庭でもこうした子を預かる機会が多くなり、里子の3割程度には何らかの障がいがあるとされます。子どもの様子に違和感を覚えたとき、どのような障がいと考えられ、病院ではどんな検査や治療が待っているのでしょうか。この本は、子どもに身近な小児科の中でも発達障害などを専門とする小児神経科の医師が、それぞれの障がいの特徴や検査内容、薬剤療法の効果と副作用など、治療のスタートからゴールまでを解説しています。

発達障害といえば自閉症とADHDが有名ですが、本書ではほかにも、読み書きや計算に遅れがある学習障害・限局性学習症、運動が不器用で鉛筆で文字を書くのも苦手な発達性協調運動症、突発的に声が出たり顔をしかめたりするチック症群、知能の遅れがある知的発達症（知的障害）も取り上げ、それぞ

れの特徴や効果的な周囲の支援な

どを説明しています。発達障害の診療といえば児童精神科を思い浮かべる方も多いと思いますが、小児科は乳幼児健診などで子どもを診察する機会が多く、特に低年齢の子どもの発達障害に関してはこちらを受診するのが一般的だそうです。

診察の手順についても具体的に紹介しています。初診の際は詳細な質問紙で子どもの発達について尋ね、心理士による問診も行います。著者の病院では初診は3～4時間かかるため、子どもを退屈させないおもちゃを持ってくることや、気になる点を書面にまとめるポイントなどにも触れています。

ADHDと自閉症の治療薬については種類や使用の優先順位などを挙げて紹介しており、今後の方針について医師と相談する場合にも参考になるのではないのでしょうか。

古根川淳也

映画

大きな家

監督・構成・編集：竹林亮 2024年12月公開 日本



東京のある児童養護施設の日常や、そこで暮らす子どもを追ったドキュメンタリー映画です。人気俳優の齊藤工さんが企画・プロデュースしていることから関心を持った方も多いのではないのでしょうか。監督と齊藤さんがカメラを持たずに定期的に通って信頼関係を築き、その後1年半かけて撮った約600時間の映像から、8人の子ども（若者）の物語を紡いでいます。カメラと子どもの距離が近く、弾んだり、沈んだり日々変化する子どもの心に寄り添っているように見えます。

子どもたちの「なぜ、施設にきたか」という個々の事情には、あえて踏み込んでいません。作中、8人の子どもには撮影の終盤で「君にとって、ここ（施設）はどういう場所？」という質問が投げかけられます。「家じゃない」と言う子もいれば、「実家」と答える大学生もいて、私たちは言葉や表情から多くのことを考えさせられます。

「施設を巣立つ子どもの荷物を

積んだトラックが出発する」「引っ越し先のマンションで荷物を広げる」など自立の場面は、「頑張って！でも1人で苦しい時は頑張りがすぎないで」と祈るような気持ちになりました。「職員の皆さんは親身に寄り添っておられる。でも、やっぱり自立して施設を離れた若者に対してできることは、限度がある」と感じます。「私たち大人は、親の後ろ盾がないために困難を抱える若者に対し、もっと何かしなくてはいけない」と強く思いました。

「大きな家」は全国の映画館で公開されていますが、出演者への配慮のため、配信やパッケージ化をしない予定です。公的な場での上映会を企画する際の申し込み方法や留意事項などについては、作品ホームページ「上映会について」をご覧ください。

若林朋子

「里親だより」で紹介してほしい本、映画がありましたら、どうぞ事務局までご一報ください。

『里親だより』は季刊で発行しています。本号では2025年2月から4月までの動きをお知らせします。

◆全国里親会（全里）の動き

〈役員会開催報告〉

- ▶ 令和6年度第6回公益財団法人全国里親会理事会
3月2日（日） ビジョンセンター品川（東京）
内容 ① 令和7年度事業計画（案）について
② 令和7年度事業予算（案）について
③ 内閣府への報告について
④ 全国里親会会員規定の改訂について
⑤ 監事監査、令和7年度第1回理事会
および評議員会の開催について
⑥ その他・委員会任期について
- ▶ 令和6年度全国里親会第2回ブロック長会議
3月2日（日） ビジョンセンター品川（東京）
内容 ・各ブロックからの状況報告と提案
・各課題についての共有
・令和7年度要望書提出スケジュール等

〈外部団体の行事等への参加〉

- ▶ 全国子ども家庭養育支援研究会総会
2月11日（火祝） 河内会長オンライン出席
- ▶ 超党派「児童の養護と未来を考える議員連盟」総会
2月12日（水）・19日（水）
衆議院議員第一議員会館 河内会長オンライン出席
- ▶ 里親・ファミリーホーム・施設の支援のあり方に関する調査研究 2月13日（木）・3月10日（月）
河内会長オンライン出席
- ▶ 子どもの家庭養育推進官民協議会
第2回自治体向け研究会
2月27日（木） 河内会長意見発表
- ▶ 令和6年度ENEOS奨学助成審査委員会
3月11日（火） 岩橋理事オンライン出席
- ▶ NTTデータ経営研究所～里親・ファミリーホーム・施設の支援のあり方に関する調査研究事業検討委員会
3月10日（月） 河内会長オンライン出席
- ▶ 朝日新聞厚生文化事業団「里親特別養子縁組広報」検討委員会里親・特別養子縁組第3回会議
3月25日 河内会長オンライン出席
- ▶ 令和7年度里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業
3月24日（月） 岩橋理事 書面審査

〈令和7年度全国里親会主催の主な行事予定〉

- ▶ 第70回全国里親大会北海道大会
10月11日（土）～12日（日）
札幌パークホテル
- ▶ 第7回里親制度研修講座
5月16日（金）
国立オリンピック記念青少年総合センター（東京）
- ▶ 令和7年度会長会議&会長研修
 - ・第1回 5月15日（木）～16日（金）
国立オリンピック記念青少年総合センター（東京）
 - ・第2回 10月11日（土） 北海道札幌市
 - ・第3回 令和8年1月 新大阪（予定）
- ▶ 全国里母のつどい
令和8年2月21日（土） オーテピア（高知市内）
- ▶ 北海道ブロック大会
10月11日（土）～12日（日）
札幌パークホテル
※全国大会と同時開催
- ▶ 東北ブロック大会（秋田県）
7月26日（土）～27日（日）
秋田アトリオンビル 多目的ホール
- ▶ 関東甲信越静ブロック大会（千葉県）
7月26日（土）
淑徳大学千葉第一キャンパス
- ▶ 近畿ブロック大会（大阪府）
6月29日（日）
大阪公立大学なかもすキャンパス
- ▶ 東海北陸ブロック大会（愛知県）
6月22日（日）
ポートメッセ名古屋
- ▶ 中国ブロック大会（岡山県）
5月31日（土）～6月1日（日）
ピュアリティまきび（岡山市）
- ▶ 四国ブロック大会（高知県）
9月7日（日）
高知県立ふくし交流プラザ
- ▶ 九州ブロック大会（鹿児島県）
8月9日（土）
カクイックス交流センター（鹿児島市）

〈感謝〉

- ▶ 昨年度ENEOS奨学助成
里親家庭から90名の申請があり、全員の助成（1人10万円）が決定しました。



2025年1月15日～4月14日

(木ノ内博道)

- ▶ **「教室にカメラ」案** 熊本市教育委員会が小中学校でのいじめや体罰を防ぐために、教室内に録画用カメラの設置を検討することになったと話題に。
- ▶ **子どもシェルターガイドライン** こども家庭庁は、家庭で暮らすことの難しい10～20代の人が安全に宿泊できる「子どもシェルター」の運営ガイドラインをまとめた。
- ▶ **児童虐待統計「見直し」実態不明** 児童虐待相談対応件数のとり方が自治体によってバラバラだった問題を受けて厚生労働省は統一した手法で集計した23年度の件数を発表した。それでも虐待を受けた子どもの実態を表す数字とは言い難く統計改革が必要と言われている。
- ▶ **所在不明の子** 文部科学省は1年以上所在確認のできていない児童を集計しており、24年度の学校基本調査によると所在不明児童は74人。こども家庭庁は乳幼児健診の未受診者や未就園児の状況確認を自治体に要請している。
- ▶ **こどもホスピス** 小児がんや難病と闘う子どもたちの施設を設置する動きが全国に広がっている。そうした場所を増やそうとこども家庭庁も運営団体の支援を始める。
- ▶ **夜逃げ屋** 配偶者からのDVに苦しむ女性らの夜逃げを請け負う業者がいる。住居や働き口の紹介も。
- ▶ **児相職場の過酷実態** 千葉県市川市の児童相談所元職員が過酷な労働実態を告発したことで千葉地裁は県の安全配慮義務違反を認めた。県は控訴している。
- ▶ **児童間の性暴力、増える二次被害** 同じ学校に通う子ども同士で起きた性暴力事件で被害者側が意に反して転校を余儀なくされるなどの二次被害が増えている。
- ▶ **乳幼児の誤嚥防止** こども家庭庁は保育園や幼稚園など施設向けに乳幼児の誤嚥防止のイラスト付き手引きをまとめた。
- ▶ **積極的不登校** 正規の小学校に一度も通わずにアメリカやオーストラリアなどの先進的な教育手法を取り入れたフリースクールを選ぶ保護者たちがいる。就学義務違反を指摘されることもあるが行政対応には地域差がある。

- ▶ **メタバース教室** 不登校の子どもの居場所づくりにメタバース（仮想空間）が役立っている。アバターとなって参加する。
- ▶ **虐待判定AIの導入延期** こども家庭庁は、虐待を受けた子どもを児童相談所が一時保護するかどうか、職員の判断に役立てる人工知能について、今年度に導入を目指していたが、誤差が大きくなり延期を決めた。
- ▶ **小規模保育所** こども家庭庁は子どもの人数が少なく保育士の目が届きやすい小規模保育所について、3、4歳児に限って預かる施設を新たに設ける方針。
- ▶ **治療アプリ** 厚生労働省の専門部会はADHDの子ども向けに治療用アプリ「エンデバーライド」について製造、販売を承認。ゲーム形式で不注意の改善に効果がある。
- ▶ **保育施設が外食販売** 保育施設が家族分の夕食を販売する動きが広がっている。子どもを迎えに行く時間が遅くなり調理の時間がない保護者に人気。
- ▶ **トイレ注意** 小学校と保育園や幼稚園ではトイレの環境が大きく異なり、小学生で便秘の子どもが多い。
- ▶ **難聴児の逸失利益は健常児と同じ** 聴覚支援学校に通う児童が重機にはねられて死亡した事故で、将来得られたはずの逸失利益が争われた訴訟で大阪高裁が健常者と同額を認めた。同額とした司法判断は初めて。
- ▶ **ひきこもりの自宅から連れ出しは違法** ひきこもりの自立支援をうたう業者に自宅から連れ出され施設に監禁されたとして慰謝料を求めた訴訟で、業者の違法性を求める判断。
- ▶ **クルド人女児の学校除籍問題** さいたま市教育委員会が、同市に住むトルコの少数民族クルド人の女児が在留資格を失ったのを機に通っていた市立小学校から除籍していた。文部科学省は在留資格がなくても住所を確認できるものがあれば義務教育を受けさせるよう自治体に指導している。その後、復学した。
- ▶ **教育移住** 多くの中国人が母国を離れて日本に移り住み始めた。中国の受験戦争はあまりに過酷だと理由。
- ▶ **少年移民** 欧州で少年移民の流入が急増している。国際条約に沿って、保護者不在の未成年は受け入れ国に保護義務があり、アフリカからの単独渡航が後を絶たない。

編集
後記

昨年、行政評価局は里親への支援不足を指摘した。今号の施策はその現れか。妻と死別し、ひとり里親になって2年余。未就学児と2人暮らし。すがろうとした「支援」は遠く、孤独を感じるだけだった。登録や委託の前に強調された「愛着」。委託が済めば、里親制度の根幹をなす「愛着」がかすむのか。支援策も協働者である里親へのまなざしが変わらなければ絵に描いた餅。里親はロボットではない。(島袋)

里親だより 第144号 発行日 2025年(令和7年)5月20日 発行:公益財団法人 全国里親会 発行人:河内 美舟
編集人:岩橋 泉 編集:船矢 佳子・若林 朋子・島袋 貞治・古根川 淳也 印刷所:株式会社あーす
〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-857 電話 03-3404-2024 FAX 03-3404-2034 <https://www.zensato.or.jp> E-mail info@zensato.or.jp